

公共工事（調査・設計を含む。）の品質確保・更なる向上を目的として、静岡県内の公共工事発注者（以下「発注者」という。）が公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第21条の規定に基づき、発注者が発注関係事務を適正に実施することができる者を活用しようとする場合の、公共工事（建築）の発注関係事務を適切かつ公平に行うことができる者（公共工事発注者支援機関）の認定希望者を募集する。

令和3年10月22日

静岡県知事 川勝平太

1 募集期間及び時間

令和3年10月22日から令和3年11月18日

提出時間は開庁日の午前10時から午後4時までとする。

2 提出書類

静岡県交通基盤部建築管理局建築企画課ホームページに掲載の「公共工事発注者支援機関評価（建築）資料作成要領」により、必要事項を記載したもの及び根拠資料。

3 提出先

静岡県交通基盤部建築管理局建築企画課企画第2班

（〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号静岡県庁東館13階）

4 提出部数及び提出方法

全ての書類について3部を持参又は書留により郵送すること。

5 募集条件

(1) 募集要件（建築）

支援機関の募集要件は、次のア～ウとする。

ア 発注関係事務を適正に行うことができる知識経験の有無

(ア) 国又は地方公共団体が実施する全ての発注関係事務（評価対象事務※1）の業務実績があること。

(イ) 中部地方整備局における建設コンサルタント業務に係る令和3・4年度の一般競争（指名競争）参加資格または、静岡県における建設コンサルタント業務に係る令和2・3年度の建設関連業務入札参加資格を有している者、もしくはそれと同等の者（以下「建設コンサルタント会社」という）。

(ウ) 組織に所属する発注関係事務経験者※2が5名以上在籍していること。

(エ) 発注関係事務に必要な資格保有者※3が1名以上在籍していること。

※1：評価対象事務とは、発注関係事務（積算、監督・検査、工事成績評定、技術提案の審査等をいう。）のうち、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「市場化テスト法」という。）の対象業務以外の事務をいう。

※2：経験者とは、以下の「a又はb」及び「c又はd」の経験を有する者をいう。

- a 公共工事発注機関※4で、発注関係事務に指導的立場※5で5年以上の経験。
- b 建設コンサルタント等※6で、公共工事の設計業務、積算業務、監督業務、検査業務又は総合評価落札方式に係る技術審査業務の管理技術者の経験を5年以上。
- c 公共工事発注機関で、総合評価落札方式に係る審査業務に指導的立場で2年以上の経験。
- d 建設コンサルタント等で、公共工事における総合評価落札方式に係る技術審査業務の管理技術者として2年以上の経験。

※3：発注関係事務に必要な資格保有者とは、以下のいずれかの資格を有する者をいう。

- ・ 一級建築士
- ・ 建築設備士
- ・ 電気主任技術者
- ・ 1級建築施工管理技士
- ・ 1級電気工事施工管理技士
- ・ 1級管工事施工管理技士
- ・ 公共建築工事情質確保技術者（Ⅰ）または、公共建築工事情質確保技術者（Ⅱ）

※4：公共工事の発注機関とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第2項」に規定する者並びに日本下水道事業団、地方道路公社法に基づく地方道路公社、地方住宅供給公社法に基づく地方住宅供給公社及び公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地開発公社をいう。

※5：指導的立場とは、公共工事の発注機関において当該事務を管理及び統括する立場をいう。
（例：発注機関の本庁・本局の課長補佐以上、出先機関の課長以上）

※6：建設コンサルタント等とは、公共工事の発注機関から建設コンサルタント業務等の業務実績のある法人をいう。

イ 法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制

(7) 法令の遵守を確保できる体制

- a 予算決算及び会計令第70条及び第71条に該当する者でないこと。
- b 市場化テスト法第10条の各号に該当する者でないこと。

(f) 秘密の保持を確保できる体制

- a 法令の遵守及び高度な守秘義務の確保について、厳格な社内規定を設けていること。（守秘義務に関するコンプライアンスを社内的に定めていること。）

ウ その他発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者

(7) 支援機関の認定を受けた期間中は、原則、中部ブロック※7の地方公共団体等が発注する「関連工事・業務※8」の競争入札への参加を行わない者であること。

※7：中部ブロックとは、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県とする。

※8：関連工事・業務とは、支援地方公共団体が発注する全ての工事、及び市場化テスト法が対象としている発注者支援業務等以外の業務をいう。

(i) 支援機関としての評価を申請する組織の代表権を有する役員は、他の組織※9と資本及び人的関係にないこと。

※9：他の組織とは、申請者以外の募集要件アの（イ）を満たす、建設業者、建設コンサルタント会社及びその他法人等をいう。

(ii) 中部ブロック内に本店が所在すること。

(iii) 「積算業務」と「技術審査・評価業務」の分離体制が確保できること。

(2) 適用業務

評価対象事務及び発注関係事務と評価区分の関係は以下のとおりとする。

評価区分	発注関係事務（品確法第7条）	評価対象事務
積算	・ 公共工事等の仕様書及び設計書の作成 ・ 予定価格の作成	左記のうち、市場化テスト法の対象以外の事務。
監督・検査	・ 工事等の監督及び検査 ・ 工事等の実施中及び完了時の施工状況又は調査等の確認及び評価	
工事成績評定	・ 工事中及び完了時の施工状況の確認及び評価	
技術提案の審査	・ 入札・契約方法の選択 ・ 契約の相手方決定	

※それぞれの評価区分には、関連する提案、資料作成等の事務を含む。

6 支援機関の資格

支援機関の資格は、「品質確保に関する推進協議会（以下「協議会」という。）」が評価することにより付与されるものとする。なお、支援機関の認定期間は評価の翌日より3年後の年度末とし、継続する場合は再度評価を必要とする。

7 認定までの評価手続き

静岡県は書類受理後、書類の審査を行い推薦の適否を判断し、適切と認められる場合は協議会に推薦する。適切と認められない場合は推薦しない旨を通知する。

協議会は推薦を受けた認定候補機関を、評価要件を用いて評価し、適切と認められる場合は、発注者支援機関として認定する。審査結果については協議会より通知する。